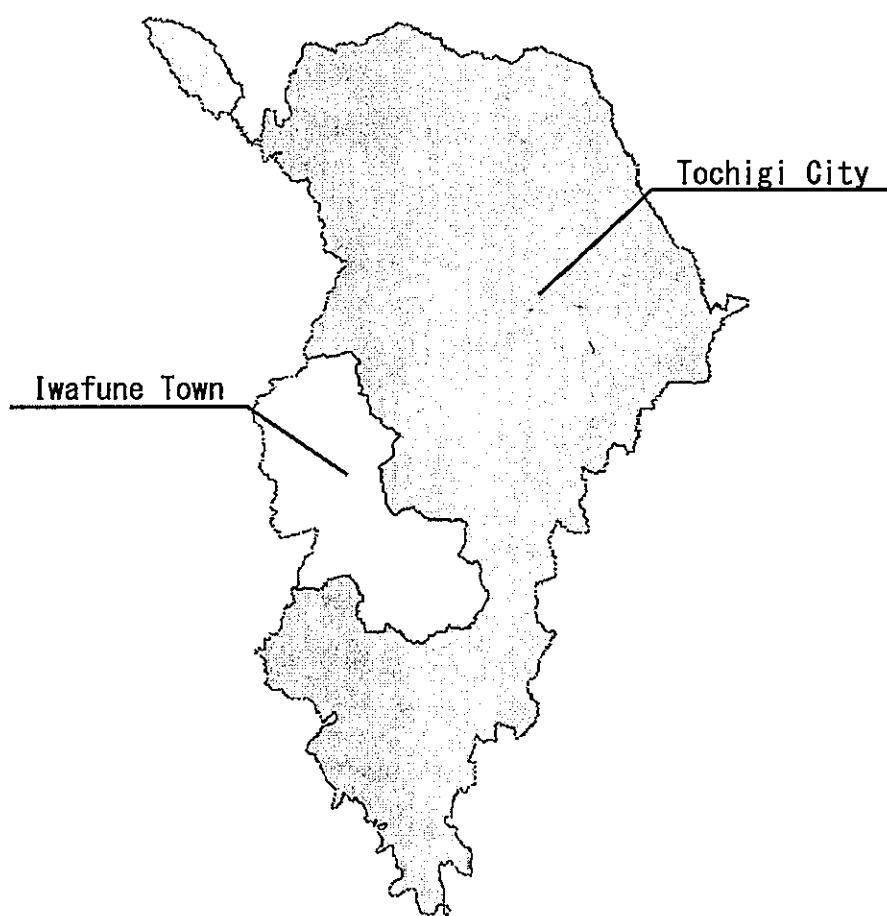


第7回

栃木市・岩舟町

合併協議会

会議資料 ②



日時：平成24年8月27日（月）午前10時00分

会場：栃木市藤岡遊水池会館 大会議室

目 次

(1) 協議事項

協議第34号	合併協定項目17	補助金、交付金等の取扱いについて・P	1
協議第35号	合併協定項目20	国民健康保険事業の取扱いについて・P	21
協議第36号	合併協定項目21	介護保険事業の取扱いについて・・・P	27
協議第37号	合併協定項目25－2	電算システム事業について・・・P	32
協議第38号	合併協定項目25－11	高齢者福祉事業について・・・P	36
協議第39号	合併協定項目25－14	生活保護事業について・・・・P	40
協議第40号	合併協定項目25－19	農林水産関係事業について・・・P	42
協議第41号	合併協定項目25－20	商工、観光関係事業について・P	48

協議第 3 4 号

合併協定項目 1 7 補助金、交付金等の取扱いについて

補助金、交付金等の取扱いについて、協議を求める。

平成 2 4 年 8 月 2 7 日提出

栃木市・岩舟町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 1 7 補助金、交付金等の取扱い
調整方針	補助金、交付金等については、その事業目的、従来からの経緯、実績等に配慮しつつ、新市全体の均衡を保つよう調整する。

平成 年 月 日（確認・継続協議）

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	1 7 補助金、交付金等の取扱い	関係項目
調整の方針	補助金、交付金等については、その事業目的、従来からの経緯、実情等に配慮しつつ、新市全体の均衡を保つように調整する。	

1. 現行のとおりとするもの

現 況		
No.	栃 木 市	岩 舟 町
1	—	文化振興事業補助金（岩船山クリフステージ）
2	おおひら自然に親しむ会補助金	—
3	更生保護法人栃木明德会補助金	—
4	障がい者自立支援特別対策事業費補助金	障害者自立支援特別対策事業補助金
5	上都賀郡市医師会付属看護学校運営補助金	—
6	全国菓子大博覧会補助金	—
7	栃木県メーデー下都賀地区大会補助金	—
8	連合栃木下都賀地域協議会福利厚生活動補助金	—
9	千塚町上川原開発推進協議会補助金	—
10	栃木インター周辺開発研究会補助金	—

現 況		
No.	栃 木 市	岩 舟 町
11	栃木地域 ・フィルムコミッション事業補助金	—
12	栃木地域 ・神輿連合渡御補助金	—
13	栃木地域 ・さつき展示会補助金	—
14	栃木地域 ・菊花展示会補助金 藤岡地域 ・菊花展示会補助金	—
15	栃木地域 ・百八灯流し補助金	—
16	栃木地域 ・蔵の街サマーフェスタ補助金	夏まつり実行委員会補助金
17	栃木地域 ・山野草展示会補助金	—
18	栃木地域 ・栃木・蔵の街かど映画祭補助金	—
19	栃木地域 ・盆栽展示会補助金 藤岡地域 ・盆栽展示会補助金	—
20	栃木地域 ・出流新そば祭り補助金	—
21	栃木地域 ・星野自然の里づくり行事補助金	—
22	栃木地域 ・例幣使街道振興行事補助金	—

現 況		
No.	栃 木 市	岩 舟 町
23	栃木地域 ・ 栃木市記念館等共通券印刷等補助金	—
24	藤岡地域 ・ 観光甘藷栽培組合補助金	—
25	藤岡地域 ・ おはやし保存会連合会補助金	—
26	藤岡地域 ・ よさこい藤岡運営委員会補助金	—
27	藤岡地域 ・ どんど焼き保存会補助金	—
28	藤岡地域 ・ 商工会初市祭補助金	—
29	栃木地域 ・ ゆずの里活動補助金	—
30	栃木広域中小企業勤労者福祉サービスセンター補助金	—
31	栃木地域 ・ 商工会議所事業費補助金	—
32	大平地域 ・ 商工会補助金 藤岡地域 ・ 商工会補助金 都賀地域 ・ 商工会補助金 西方地域 ・ 商工会補助金	商工会補助金
33	栃木地域 ・ 青色申告推進事業費補助金	—

現 況		
No.	栃 木 市	岩 舟 町
34	栃木地域 ・観光協会補助金 大平地域 ・観光協会補助金 藤岡地域 ・観光協会補助金 都賀地域 ・観光協会補助金 西方地域 ・観光協会補助金	観光協会補助金
35	栃木地域 ・商店会連合会事業補助金 大平地区 ・産業振興活動支援補助金 都賀地域 ・商工業振興費補助金	—
36	栃木地域 ・未成年者喫煙防止事業補助金 藤岡地域 ・未成年者喫煙防止事業補助金 (藤岡町たばこ小売組合) 都賀地域 ・未成年者喫煙防止事業補助金 (都賀町たばこ組合) 西方地域 ・未成年者喫煙防止事業補助金 (鹿沼たばこ販売協同組合)	—
37	藤岡地域 ・排水機場維持管理費補助金	—
38	—	(株) 観光農園いわね補助金
39	栃木市集落営農組織連絡協議会補助金	—

現 況		
No.	栃 木 市	岩 舟 町
40	藤岡地域 ・ 農業公社運営補助金 都賀地域 ・ 農業公社運営補助金	—
41	歴史的町並み景観形成補助金	—
42	体育協会補助金	体育協会補助金
43	栃木ユネスコ協会育成補助金	—
44	地域女性連絡協議会育成補助金	—
45	地区女性会育成補助金	—
46	栃木地域 ・ 山本有三ふさと記念館運営補助金	—
47	栃木地域 ・ 文化財山車保存会補助金	—
48	栃木地域 ・ 文化財山車収蔵庫建築費補助金	—
49	栃木地域 ・ 第三、四、五、六コミュニティ推進協議会育成補助金 西方地域 ・ 南部地区コミュニティ推進協議会育成補助金	—
50	栃木地域 ・ 地区文化祭補助金（5地区）	—
51	栃木市伝統的建造物群保存事業補助金	—
52	栃木市伝統的技術継承事業補助金	—
53	藤岡地域 ・ （社）栃木法人会藤岡地区会育成事業補助金	—

2. いずれかの市町の例により、合併時に統合するもの
栃木市の例によるもの

現 況	
No.	栃 木 市 岩 舟 町
1	栃木市国際交流協会補助金 —
2	在住外国人支援事業交付金 —
3	栃木市まちの駅ネットワーク運営補助金 —
4	栃木市自治会連絡協議会補助金 静和地区自治会長連絡協議会補助金
5	栃木市市民活動推進事業費補助金 ・スタートアップ補助 ・ステップアップ補助 ・ジャンプアップ補助 ・まちづくりパワーアップ補助 —
6	栃木市篤志寄附功労者援護会補助金 —
7	消防団互助会補助金 消防団運営補助金
8	婦人防火クラブ補助金 —
9	自主防災組織育成補助金 自衛消防隊運営補助金
10	交通安全市民大会補助金 —
11	交通安全協会連絡会補助金 —

現 況	
No.	栃 木 市
12	栃木地区交通安全協会補助金
13	交通安全協会補助金
14	コミュニティバス運行補助金
15	デマンドタクシー運行補助金
16	栃木市通信教育研修修了者補助金
17	消費者友の会補助金
18	人間ドック等検診費委託料
19	不妊治療費補助金
20	家庭用生ごみ処理機設置費補助金 ・コンポスト容器 ・堆肥化促進剤専用容器 ・電気式生ごみ処理機
21	し尿収集交付金 ・遠距離し尿収集交付金 ・天災を受けた世帯に対するし尿収集手数料交付金
22	公衆浴場設備整備費補助金
23	保健委員会補助金（都賀地域） （再編調整中）

岩 舟 町

栃木地区交通安全協会補助金

岩舟町交通安全協会補助金

—

—

岩舟町新任管理監督者研修受講補助金

—

成人病検診（人間ドック又は脳ドック）費補助金

不妊治療費補助金

家庭用生ごみ処理機設置費補助金
・電気式生ごみ処理機（補助率 1/2 限度額 20,000 円）

—

—

—

現 況		
No.	栃 木 市	岩 舟 町
24	保健委員会補助金（栃木地域） （再編調整中）	—
25	栃木共同高等産業技術学校補助金	—
26	青少年問題協議会補助金	—
27	社会福祉施設運営費補助金	—
28	身体障害者スポーツ協会補助金	
29	知的障害者育成会栃木支部補助金	
30	障害者の自立をめざす会補助金	
31	私立幼稚園教育助成補助金	私立幼稚園助成金補助金
32	私立幼稚園子育て支援事業費補助金	私立幼稚園子育て支援事業費補助金
33	民間幼稚園・民間保育園 A E D 設置補助金	—
34	幼稚園障がい児教育補助金	—
35	幼保小連絡協議会交付金	—
36	民間学童保育施設運営補助金	—

現 況		
No.	栃 木 市	岩 舟 町
37	民間保育園特別保育補助金	岩舟町障害児保育事業費補助金
38	—	民間育児サービス対策事業費補助金
39	母親クラブ運営費補助金 1 組織当り 189 千円	—
40	幼稚園第二子等保育料減免事業費補助金	幼稚園第二子等保育料減免事業費補助金
41	幼稚園就園奨励費補助金	幼稚園就園奨励費補助金
42	私立幼稚園第三子以降支援事業費補助金 (第3子以降の入園児の保育料全額補助)	—
43	日常生活用具購入費補助金	シルバーカー購入費助成金
44	敬老会事業補助金	敬老会事業費補助金 (敬老会地区開催時補助)
45	老人保健福祉施設整備費補助金	—
46	シルバー人材センター補助金	シルバー人材センター事業費補助金
57	傾聴ボランティア補助金	—
48	健康増進事業等推進協力交付金	健康増進事業等推進協力交付金
49	病院群輪番制病院運営費補助金	(補助金に充てる負担金を栃木市に支出)
50	小児二次救急医療支援事業費補助金	(補助金に充てる負担金を栃木市に支出)

現 況		
No.	栃 木 市	岩 舟 町
51	病院群輪番制病院設備整備費補助金	(補助金に充てる負担金を栃木市に支出)
52	栃木地区 ・空き店舗活用促進事業補助金	—
53	中小企業資金融資信用保証料補助金	中小企業資金融資信用保証料補助金
54	立地奨励金 用地取得奨励金	—
55	栃木地域 ・産業財産権取得費補助金	—
56	栃木地域 ・新製品等開発支援事業補助金	—
57	栃木地区 ・経営支援事業補助金	—
58	農業近代化資金利子補給金	農業近代化資金利子補給補助金
59	県単独農業農村整備事業補助金	県単独農業農村整備事業補助金
60	団体営土地改良事業補助金	団体営土地改良事業補助金
61	維持管理適正化事業補助金	維持管理適正化事業補助金
62	災害復旧事業補助金	災害復旧事業補助金
63	農業経営高度化支援事業補助金	—

現 況	
No.	栃 木 市 岩 舟 町
64	市単独土地改良事業補助金 町単独土地改良事業補助金
65	土地改良事業推進協議会補助金 —
66	栃木市獣害設備設置費補助金 —
67	栃木市森林整備地域活動支援交付金 —
68	栃木市元気な森づくり推進市町村交付金事業交付金 岩舟町元気な森づくり推進市町村交付金事業交付金
69	栃木市野生鳥獣被害対策事業費補助金 —
70	土地改良区統合整備補助金 —
71	ちびっこ広場建設費補助金 岩舟町ちびっこ広場設置費補助金
72	河川愛護会補助金 三杉川愛護会補助金
73	道路愛護報償金 道路愛護会補助金
74	栃木市生垣設置奨励補助金 —
75	土地区画整理事業補助金（組合施行） 土地区画整理事業補助金（組合施行）
76	狭あい道路拡幅整備促進事業補助金 —

現 況		
No.	栃 木 市	岩 舟 町
77	木造住宅耐震診断費補助金 木造住宅耐震改修費補助金	木造住宅耐震診断等事業補助金 木造住宅耐震改修事業補助金
78	水洗便所改造資金融資あっせん	水洗便所改造資金融資あっせん
79	生活扶助世帯に対する水洗便所設置費補助金	—
80	浄化槽設置費補助金	浄化槽設置整備事業補助金
81	夢のある学校づくり補助金	—
82	遠距離通学児童通学費補助金	—
83	遠距離通学生徒通学費補助金	—
84	学校行事（学校行事、クラブ活動）等交付金	進路、職業指導対策補助金 教育、児童生徒指導委員会補助金 職場体験推進事業補助金（岩舟中学校） 小学校体育連盟会補助金
85	私学振興費補助金	—
86	全国アマチュアスポーツリーグ参加団体活動補助金	—
87	地域のひろばコミュニティづくり連絡協議会補助金	—
88	「小さな親切」運動栃木支部育成補助金	「小さな親切」運動栃木支部育成補助金

現 況		
No.	栃 木 市	岩 舟 町
89	栃木地域 ・指定文化財補助金 大平地域 ・指定文化財補助金	指定文化財補助金
90	栃木地域 ・文化財保護交付金 都賀地域 ・文化財保護交付金 大平地域 ・文化財保護交付金（報償費） 藤岡地域 ・文化財保護交付金（報償費）	—
91	大平地域 ・無形文化財伝承補助金	—
92	都賀地域 ・指定史跡補助金 西方地域 ・城址保存事業補助金	—
93	都賀地域 ・指定天然記念物補助金	—
94	都賀地域 ・郷土芸能推進委員会補助金 西方地域 ・西方町郷土芸能支援事業交付金	郷土芸能団体連絡協議会補助金
95	公民館建築費等補助金	公民館建築補助金

3. いずれかの市町の例により、合併後に統合するもの
栃木市の例によるもの

現 況	
No.	栃 木 市 岩 舟 町
1	身体障害児者親の会補助金 心身障害児者父母の会補助金
2	更生保護女性会補助金 更生保護女性会補助金
3	身体障害者福祉会連合会補助金 身体障害者福祉会補助金
4	民生委員児童委員協議会等交付金 民生委員児童委員協議会交付金
5	母子寡婦福祉会補助金 母子福祉会補助金
6	老人クラブ活動等補助金（単位） 老人クラブ事業費、老人クラブ連合会事業費補助金
7	老人クラブ連合会補助金 老人クラブ連合会補助金
8	遺族連合会補助金 岩舟町遺族会補助金
9	栃木市ブランド推進協議会交付金 いわねブランド創生事業補助金
10	学校体育連盟等主催全国・関東大会出場経費交付金 小中学生スポーツ・文化等の関東・全国大会出場に係る補助金

4. 合併時に再編するもの

現 況	
No.	栃 木 市 岩 舟 町
1	栃木市人権対策運動団体活動費補助金 ・ 部落解放同盟栃木市協議会補助金 ・ 部落解放愛する会栃木市協議会補助金 岩舟町人権対策運動団体活動費補助金 ・ 部落解放同盟岩舟町協議会補助金 ・ 部落解放愛する会岩舟町協議会補助金

5. 合併後に再編するもの

現 況	
No.	栃 木 市 岩 舟 町
1	防犯灯電気料補助金 防犯灯施設管理補助金
2	自衛隊父兄団体育成補助金 —
3	住宅用太陽光発電システム設置費補助金 地球温暖化対策機器設置補助事業補助金 ・ 住宅用太陽光発電システム ・ CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器 ・ 潜熱回収型給湯機
4	・ とちぎユースネットワーク補助金 ・ 大平町青年団体連絡会補助金 ・ 都賀町青年団体連絡会補助金 —
5	・ 栃木市少年補導員会補助金 ・ 栃木市大平少年補導員会補助金 —
6	栃木市青少年育成市民会議補助金 ・ 都賀町のこどもを育む会 ・ にしかた子どもネットワーク 岩舟町青少年育成町民会議補助金
7	・ 栃木女性団体連絡協議会補助金 ・ 大平女性団体連絡協議会補助金 ・ 藤岡女性団体連絡協議会補助金 ・ 都賀女性団体連絡協議会補助金 —
8	おおひら男女共同参画をすすめる会補助金 —

現 況		
No.	栃 木 市	岩 舟 町
9	—	栃木保護区保護司会岩舟町分区補助金
10	栃木市社会福祉協議会補助金	岩舟町社会福祉協議会補助金
11	認定農業者協議会補助金	岩舟町認定農業者協議会補助金
12	栃木地域 ・農業者懇談会補助金	—
13	栃木市畜産協議会補助金	—
14	栃木市青少年クラブ協議会補助金	岩舟町青少年クラブ協議会補助金
15	栃木市農村生活研究グループ協議会補助金	岩舟町農村生活研究グループ協議会補助金
16	栃木市担い手育成総合支援協議会補助金	岩舟町担い手育成総合支援協議会補助金
17	栃木市農業用廃ビニール処理補助金	—
18	栃木市マーケティング推進事業補助金	—
19	藤岡地域 ・栃木市生産出荷組合補助金 都賀地域 ・栃木市生産出荷組合補助金	—
20	都賀地域 ・施設園芸産地育成推進会議補助金	—

現 況		
No.	栃 木 市	岩 舟 町
21	とちぎ食と農ふれあいフェア出展補助金	—
22	西方地域 ・農産物安全安心推進事業費補助金	—
23	西方地域 ・農業体験交流事業補助金	—
24	栃木市集落営農プラスワンの事業支援補助金	—
25	都賀地域 ・農業融資資金保証料補助金	—
26	—	岩舟町農業振興事業補助金 (農業団体運営費補助金・農業振興事業費補助金・国県農業振興事業費補助金)
27	農業再生協議会負担金	岩舟町農業再生協議会補助金
28	—	経営体育成総合融資資金利子助成金
29	—	市民農園運営助成金
30	新規就農サポート事業費補助金	—
31	稲等病虫害防除事業費補助金	—
32	—	総合型地域スポーツクラブ設立準備委員会補助金
33	総合型地域スポーツクラブ創設支援補助金	—

現 況		
No.	栃 木 市	岩 舟 町
34	都賀地域 ・ 総合型地域スポーツクラブ運営補助金	総合型地域スポーツクラブ運営補助金
35	P T A連合会育成補助金	P T A連合会補助金
36	家庭教育オピニオンリーダー会育成補助金	家庭教育オピニオンリーダー「かるがも岩舟」補助金
37	子ども会育成会連絡協議会育成補助金	子ども会育成会連絡協議会補助金
38	—	家庭教育学級連絡協議会補助金
39	—	if の会補助金
40	—	生涯学習関係リーダー研修支援補助金
41	大平地域 ・ 大平文化協会補助金 都賀地域 ・ 都賀文化協会補助金 西方地域 ・ 西方文化協会補助金 藤岡地域 ・ 藤岡文化団体連絡協議会補助金	文化協会補助金
42	栃木地域 ・ 栃木文化祭補助金 大平地域 ・ 大平文化祭実行委員会補助金 西方地域 ・ 西方文化祭実行委員会補助金	—
43	—	自治公民館連絡協議会補助金

6. 合併時に廃止するもの

現		況	
No.	栃 木 市		岩 舟 町
1	—	防犯灯施設設置補助金	
2	—	チャイルドシート購入費補助金	
3	—	岩舟町事業所内人権啓発推進会議補助金	
4	—	中小企業経営近代化資金利子補給金	
5	—	けんこう普及員の会補助金	
6	—	区長連絡協議会補助金	

協議第 3 5 号

合併協定項目 2 0 国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いについて、協議を求める。

平成 2 4 年 8 月 2 7 日 提出

栃木市・岩舟町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 2 0 国民健康保険事業
調整方針	1 国民健康保険税の賦課については、次のとおりとする。 (1) 国民健康保険税の税率及び軽減制度については、合併時は現行のとおりとし、平成 2 7 年度から統合する。 (2) 減免措置については、栃木市の例により合併時に統合する。 (3) 納期については、栃木市の例により合併時に統合する。 2 特定健康診査・特定保健指導については、栃木市の例により合併時に統合する。

平成 年 月 日 (確認・継続協議)

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目		20 国民健康保険事業の取扱い		関係項目		1 国民健康保険税の賦課	
調整の方針		国民健康保険税の賦課については、次のとおりとする。					
		(1) 国民健康保険税の税率及び軽減制度については、合併時は現行のとおりとし、平成27年度から統合する。					
		(2) 減免措置については、栃木市の例により合併時に統合する。					
		(3) 納期については、栃木市の例により合併時に統合する。					
		現 況					
		栃 木 市			岩 舟 町		
		○税率			○税率		
		医療分			医療分		
		所得割			所得割		
		資産割			資産割		
		均等割			均等割		
		平等割			平等割		
		限度額			限度額		
		6.6%			6.4%		
		14.0%			32.0%		
		24,000円			21,000円		
		23,500円			20,000円		
		50万円			47万円		
		2.0%			1.6%		
		3.0%			8.0%		
		5,000円			5,500円		
		4,500円			5,000円		
		13万円			12万円		
		1.5%			1.2%		
		3.0%			4.0%		
		7,000円			6,000円		
		5,000円			4,900円		
		10万円			9万円		
		10.1%			9.2%		
		20.0%			44.0%		
		36,000円			32,500円		
		33,000円			29,900円		
		73万円			68万円		
		○国保税軽減制度 [軽減措置] ・被保険者世帯の所得状況に応じて、均等割・平等割額の軽減を行う。 (2割・5割・7割軽減) ・被保険者が後期高齢者医療に移行したことにより単身世帯になったとき、医療分と支援分に係る平等割額を5年間半額にする。 [減免] ・旧被扶養者の所得割、資産割を免除し、均等割を半額にする。単身世帯のときは、平等割を半額にする。			○国保税軽減制度 [軽減措置] ・被保険者世帯の所得状況に応じて、均等割・平等割額の軽減を行う。 (2割・5割・7割軽減) ・被保険者が後期高齢者医療に移行したことにより単身世帯になったとき、医療分と支援分に係る平等割額を5年間半額にする。 [減免] ・旧被扶養者の所得割、資産割を免除し、均等割を半額にする。単身世帯のときは、平等割を半額にする。		
		具体的調整内容			税率及び軽減制度については、合併時は現行のとおりとし、平成27年度から統合する。		

現 況	岩 舟 町	具体的な調整内容
○国保税減免制度 栃木市国民健康保険税減免取扱要綱を制定し、条例に規定する減免について、必要な事項を定めている。 〔減免措置〕 (1) 災害等により生活が著しく困難となった者 (2) 次のいずれにも該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過するまでの間に限る。）の属する世帯の世帯主 ア 被保険者の資格を取得した日において65歳以上である者 イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となった者に限る。）の被扶養者であった者 (ア) 健康保険法の規定による被保険者 (イ) 船員保険法の規定による被保険者 (ウ) 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員 (エ) 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者 (オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特別被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなると市長が認める者 (3) その他特別の理由があると市長が認める者	○国保税減免制度 〔減免措置〕 (1) 天災その他特別の事情ある場合において減免を必要と認める者 (2) 次のいずれにも該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過するまでの間に限る。）の属する世帯の世帯主 ア 被保険者の資格を取得した日において65歳以上である者 イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となった者に限る。）の被扶養者であった者 (ア) 健康保険法の規定による被保険者 (イ) 船員保険法の規定による被保険者 (ウ) 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員 (エ) 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者 (オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特別被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなると至るまでの間にある者 (3) その他特別の理由がある者	減免措置については、栃木市の例により合併時に統合する。

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	岩 舟 町	
○納期 賦課期日 4月1日 ・第1期 7月1日から同月31日 ・第2期 8月1日から同月31日 ・第3期 9月1日から同月30日 ・第4期 10月1日から同月31日 ・第5期 11月1日から同月30日 ・第6期 12月1日から同月31日 ・第7期 1月1日から同月31日 ・第8期 2月1日から同月末日 ・現年随時 3月1日から同月31日 ・特別徴収 4月から2月まで年金支払時 過年度分徴収月 随時	○納期 賦課期日 4月1日 ・第1期 7月16日から同月31日 ・第2期 8月1日から同月31日 ・第3期 9月1日から同月30日 ・第4期 10月1日から同月31日 ・第5期 11月1日から同月30日 ・第6期 12月1日から同月25日 ・第7期 1月1日から同月31日 ・第8期 2月1日から同月末日 ・現年随時 3月1日から同月31日 ・特別徴収 4月から2月まで年金支払時 過年度分徴収月 随時	納期については、栃木市の例により合併町に統合する。

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	20 国民健康保険事業の取扱い	関係項目	2 特定健康診査・特定保健指導
調整の方針	特定健康診査・特定保健指導については、栃木市の例により合併時に統合する。		
現		況	
栃 木 市		岩 舟 町	
○目的 被保険者の健康保持及び医療費の抑制を図るため、特定健診及び特定保健指導を実施するもの。		○目的 被保険者の健康保持及び医療費の抑制を図るため、特定健診及び特定保健指導を実施するもの。	
○概要 特定健診 ・実施方法 集団健診及び個別健診方式 ・実施場所 集団 保健福祉センター等 個別 指定検診機関 ・健診項目 厚生労働省の定める項目 ・実施時期 6月から翌年1月 ・自己負担額 0円		○概要 特定健診 ・実施方法 集団健診方式 ・実施場所 健康福祉センター等 ・健診項目 厚生労働省の定める項目 ・実施時期 4月から翌年1月 ・自己負担額 40～69歳 1,000円、70～74歳 0円	
		具体的な調整内容 特定健康診査については、 栃木市の例により合併時に統 合する。	

現	況	具体的な調整内容
栃 木 市 特定保健指導 ・実施方法 保健所による直営 (都賀地域における動機付け支援は、健診実施医療機関に委託) ・実施場所 保健福祉センター等 ・健診項目 動機付け支援 1 回 - 積極的支援 3 ヶ月以上の継続的な支援 ・実施時期 4 月から翌年 3 月 ・自己負担額 無料 ○対象者 40 歳以上 74 歳の国保被保険者 ○事務手順 ・特定健康診査の実施に関する計画の策定 ・対象者の把握 ・受診券の発行 ・特定健康診査委託料の支払い ・特定健康診査等の評価 ・利用券の発行 ・特定保健指導委託料の支払い その他、特定健診・保健指導の実施に関する事務は、保険医療課と健康増進課と合同	岩 舟 町 特定保健指導 ・実施方法 健診実施医療機関に委託 ・実施場所 健康福祉センター等 ・健診項目 動機付け支援 1 回 - 積極的支援 3 ヶ月以上の継続的な支援 ・実施時期 4 月から翌年 3 月 ・自己負担額 無料 ○対象者 40 歳以上 74 歳の国保被保険者 ○事務手順 ・特定健康診査の実施に関する計画の策定 ・対象者の把握 ・受診券の発行 ・特定健康診査委託料の支払い ・特定健康診査等の評価 ・利用券の発行 ・特定保健指導委託料の支払い	特定保健指導については、栃木市の例により合併時に統合する。

協議第 3 6 号

合併協定項目 2 1 介護保険事業の取扱いについて

介護保険事業の取扱いについて、協議を求める。

平成 2 4 年 8 月 2 7 日提出

栃木市・岩舟町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 2 1 介護保険事業
調整方針	1 介護保険事業計画については、合併時は現行のとおりとし、平成 2 7 年 3 月までに再編する。 2 介護保険料については、合併時は現行のとおりとし、平成 2 7 年 3 月までに再編する。 3 地域包括支援センターについては、合併時は現行のとおりとし、合併後 2 年以内に再編する。

平成 年 月 日(確認・継続協議)

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	2 1 介護保険事業の取扱い	関係項目	1 介護保険事業計画
調整の方針	介護保険事業計画については、合併時は現行のとおりとし、平成27年3月までに再編する。		
	現	況	具体的な調整内容
○介護保険事業計画 介護保険法の規定により3年に1回、介護保険事業計画の見直しを行い、介護保険事業の基本計画を策定する。 【概要】 高齢者保健福祉計画と一体した計画として、栃木市高齢者保健福祉計画及び栃木市介護保険事業計画を策定。 【計画期間】 平成24年度から平成26年度 【内容】 ①計画趣旨 ②介護保険サービス利用申込 ③施設整備計画 ④介護保険料 等	栃木市 ○介護保険事業計画 介護保険法の規定により3年に1回、介護保険事業計画の見直しを行い、介護保険事業の基本計画を策定する。 【概要】 高齢者保健福祉計画と一体した計画として、栃木市高齢者保健福祉計画及び栃木市介護保険事業計画を策定。 【計画期間】 平成24年度から平成26年度 【内容】 ①計画趣旨 ②介護保険サービス利用申込 ③施設整備計画 ④介護保険料 等	岩舟町 ○介護保険事業計画 介護保険法の規定により3年に1回、介護保険事業計画の見直しを行い、介護保険事業の基本計画を策定する。 【概要】 高齢者保健福祉計画と一体した計画として、岩舟町高齢者保健福祉計画及び岩舟町介護保険事業計画を策定。 【計画期間】 平成24年度から平成26年度 【内容】 ①計画趣旨 ②介護保険サービス利用申込 ③施設整備計画 ④介護保険料 等	第5期計画が平成24年度から26年度まで計画実行のため、合併時は現行のとおりとし、26年度の第6期計画策定時に再編する。

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目		2 1 介護保険事業の取扱い		関係項目		2 介護保険料			
調整の方針				介護保険料については、合併時は現行のとおりとし、平成27年3月までに再編する。					
現				況					
栃 木 市				岩 舟 町					
○介護保険料（65歳以上の第1号被保険者の保険料） ・保険料の納期 7. 8. 9. 10. 11. 12. 1. 2月 ・利用者負担軽減独自軽減なし ・減免措置 独自減免なし ・第5期保険料 9段階11区分を設定 24年度から26年度 基準月額 4,400円 基準年額 52,800円				○介護保険料（65歳以上の第1号被保険者の保険料） ・保険料の納期 7. 8. 9. 10. 11. 1月 ・利用者負担軽減独自軽減なし ・減免措置 独自減免なし ・第5期保険料 6段階8区分を設定 24年度から26年度 基準月額 4,660円 基準年額 55,920円				具体的な調整内容 第5期計画が平成24年度から26年度まで計画実行のため、合併時は現行のとおりとし、26年度の第6期計画策定時に再編する。	
第1号被保険者の所得段階別保険料 ・第1段階 基準額×0.47 24,800円 市民税非課税世帯 生活保護受給者又は高齢福祉年金受給者 ・第2段階 基準額×0.47 24,800円 市民税非課税世帯 合計所得金額＋課税年金収入額 80万円以下 ・第3段階① 基準額×0.65 34,300円 市民税非課税世帯 合計所得金額＋課税年金収入額 120万円以下 ・第3段階② 基準額×0.75 39,600円 市民税非課税世帯 合計所得金額＋課税年金収入額 120万円超え ・第4段階① 基準額×0.85 44,900円 本人が市民税非課税で世帯では市民税課税の方 合計所得金額＋課税年金収入額 80万円以下				第1号被保険者の所得段階別保険料 ・第1段階 基準額×0.5 27,960円 生活保護受給者及び本人・世帯全員が住民税非課税で高齢福祉年金受給者 ・第2段階 基準額×0.5 27,960円 本人および世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下の方 ・第3段階① 基準額×0.7 39,120円 本人および世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額が120万円以下の方 ・第3段階② 基準額×0.75 42,000円 本人および世帯全員が住民税非課税で上記以外の方 ・第4段階① 基準額×0.83 46,440円 本人の公的年金等収入が80万円以下の方 ・第4段階② 基準額×1.0 55,920円 本人が住民税非課税で世帯では住民税課税の方					

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	岩 舟 町	
・第4段階② 基準額×1.0 52,800 円 本人が市民税非課税で世帯では市民税課税の方 合計所得金額+課税年金収入額 80 万円超え ・第5段階 基準額×1.2 63,400 円 本人が市民税課税 合計所得金額 125 万円以下 ・第6段階 基準額×1.3 68,600 円 本人が市民税課税 合計所得金額 125 万円を超え 200 万円未満 ・第7段階 基準額×1.50 79,200 円 本人が市民税課税 合計所得金額 200 万円以上 400 万円未満 ・第8段階 基準額×1.75 92,400 円 本人が市民税課税 合計所得金額 400 万円以上 600 万円未満 ・第9段階 基準額×2.0 105,600 円 本人が市民税課税 合計所得金額 600 万円以上	・第5段階 基準額×1.25 69,960 円 本人が住民税課税 合計所得金額 190 万円未満の方 ・第6段階 基準額×1.50 83,880 円 本人が住民税課税 合計所得金額 190 万円以上の方	

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目		2 1 介護保険事業の取扱い		関係項目		3 地域包括支援センター						
調整の方針												
地域包括支援センターについては、合併時は現行のとおりとし、合併後2年以内に再編する。												
現 況												
栃木地域		大平地域		藤岡地域		都賀地域		西方地域		岩 舟 町		具体的な調整内容
○栃木地域包括支援センター ○吹上地域包括支援センター ○国府地域包括支援センター 【センター概要】 ・センター数 3箇所 ・サブセンター数3箇所 ・運営方法 直営 ・職員数 22名 (内訳) 保健師 6名 社会福祉士 4名 (社会福祉協議会へ2名委託、非常勤職員2名) 介護支援専門員 1名 (職員 1名) 主任介護支援専門員 3名 (社会福祉協議会へ2名委託、非常勤職員 1名) 併任職員 6名 臨時看護師 2名		○大平地域包括支援センター 【センター概要】 ・センター数 1箇所 ・運営方法 直営 ・職員数 5名 (内訳) 保健師 1名 社会福祉士 1名 (社会福祉協議会へ委託) 主任介護支援専門員 1名 (社会福祉協議会へ委託) 事務職員 (臨時職員) 2名		○藤岡地域包括支援センター 【センター概要】 ・センター数 1箇所 ・運営方法 直営 ・職員数 4名 (内訳) 保健師 1名 社会福祉士 1名 (八州苑へ委託) 介護支援専門員 1名 名 (緑風苑へ委託) 事務職員 1名		○都賀地域包括支援センター 【センター概要】 ・センター数 1箇所 ・運営方法 直営 ・職員数 3名 (内訳) 保健師 1名 社会福祉士 1名 (非常勤職員) 介護支援専門員 1名 (非常勤職員)		○西方地域包括支援センター 【センター概要】 ・センター数 1箇所 ・運営方法 直営 ・職員数 2名 (内訳) 保健師 1名 主任介護支援専門員 1名 (非常勤職員)		○岩舟町地域包括支援センター ・運営方法 委託 (NPO法人) ・職員数 5名 (内訳) ・センター長 ・保健師 1名 ・社会福祉士 1名 ・介護支援専門員 1名 (非常勤職員) ・相談支援専門員 1名 【委託料】(年間) ・人件費 16,000,000 円 ・事務費 2,000,000 円		

協議第 37 号

合併協定項目 25-2 電算システム事業について

電算システム事業について、協議を求める。

平成 24 年 8 月 27 日提出

栃木市・岩舟町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 25-2 電算システム事業
調整方針	電算システムについては、栃木市の例により合併時に統合する。ただし、合併時に必ずしも統合を要しない単独処理業務システムは、新市において調整する。

平成 年 月 日(確認・継続協議)

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目		25-2 電算システム事業		関係項目
調整の方針		電算システムについては、栃木市の例により合併時に統合する。ただし、合併時に必ずしも統合を要しない単独処理業務システムは、新市において調整する。		
		具体的な調整内容		
主な電算システム		電算システムについては、住民サービスの下及び行政運営の停滞を招かないよう、栃木市の例により合併時に統合する。 ただし、合併時に必ずしも統合を要しない単独処理業務システムは、新市において調整する。		
システム名	栃木市	岩舟町		
ホームページ作成システム	○	○		
例規システム	○	○		
人事給与システム	○	○		
財務会計システム	○	○		
グループウェアシステム	○	○		
住民税システム	○	○		
固定資産税システム	○	○		
軽自動車税システム	○	○		
国民健康保険税システム	○	○		
法人住民税システム	○	○		
申告支援システム	○	○		
収税消込システム	○	○		
住民記録システム	○	○		
印鑑登録システム	○	○		
外国人登録システム	○	○		
戸籍システム	○	○		
選挙システム/期日前投票システム	○	○		

現 況			具体的な調整内容
システム名	栃木市	岩舟町	
医療費助成システム	○	○	
後期高齢者医療システム	○	○	
生活保護システム	○		
地域包括支援システム	○		
介護保険システム	○	○	
こども手当システム	○	○	
健康管理システム	○	○	
犬の登録管理システム	○	○	
農業行政システム	○	○	
水道料金システム	○	○	
企業会計システム	○	○	
受益者負担金システム	○	○	
会議録検索システム	○		
図書館システム	○	○	

先進事例

● 那須塩原市（平成17年1月1日合併）

住民サービスに直接関連する基幹系業務システム及び庁内情報系ネットワークシステムは、サービス及び業務に支障が生じないように合併までに統合する。

● 下野市（平成18年1月10日合併）

電算システムについては、安全・確実な住民サービスの提供及び行政事務の効率化を図れるよう、合併時までに統合する。

● 日光市（平成18年3月20日合併）

- 1 合併前と同等の住民サービスを提供することを最大の目的として、新市の広範囲な市域を見据えた電算システムを構築する。
- 2 合併時の新市における電算システムは、原則として、5市町村で運用されているシステムから最良と判断したものを選択する。ただし、システムが新市の状況に適合しない場合は、新規にシステムを導入する。

● 古河市（平成17年1月21日合併）

電算システム事業については、既存の電算システムの有効活用を基本としながら、住民サービスの低下を招くことのないよう、安全かつ確実な稼動を最優先に調整する。

- 1 基幹系・情報系システムについては、原則合併時までに運用できるよう調整する。
- 2 その他のシステムについては、業務内容の検討を行い、必要に応じて調整する。

● ふじみ野市（平成17年10月1日合併）

電算システム事業は、住民生活に支障を来さぬよう合併時に統合を図るものとする。ただし、合併時に必ずしも統合を要しない単独処理業務システムは、新市において調整する。

● 久喜市・菖蒲町・栗橋町・鷲宮町合併協議会（平成22年3月23日合併）

電算システムについては、住民サービスの低下を招くことのないよう調整し、合併時に統一を図るものとする。ただし、合併時に必ずしも統一を要しない個別システム等については、新市において調整する。

協議第 38 号

合併協定項目 25-11 高齢者福祉事業について

高齢者福祉事業について、協議を求める。

平成 24 年 8 月 27 日提出

栃木市・岩舟町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 25-11 高齢者福祉事業
調整方針	1 敬老事業については、栃木市の例により合併時に統合する。 2 高齢者保健福祉計画については、合併時は現行のとおりとし、平成 27 年 3 月までに再編する。

平成 年 月 日 (確認・継続協議)

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-11 高齢者福祉事業	関係項目	1 敬老事業																						
調整の方針	敬老事業については、栃木市の例により合併時に統合する。																								
現 況																									
栃 木 市		岩 舟 町																							
○敬老祝金 【対象者及び支給額】 <table><tr><td>85 歳</td><td>10,000円</td></tr><tr><td>90 歳</td><td>20,000円</td></tr><tr><td>95 歳</td><td>30,000円</td></tr><tr><td>100 歳</td><td>100,000円</td></tr><tr><td>101 歳以上</td><td>50,000円</td></tr></table> 【支給方法】 ①年度年齢で支給する。 ②基準日は9月1日とする。 ③支給要件として1年以上住所を有するものとする。 ④最高齢者、100歳到達者には、市長が訪問し慶賀する。		85 歳	10,000円	90 歳	20,000円	95 歳	30,000円	100 歳	100,000円	101 歳以上	50,000円	○敬老祝金 【対象者及び支給額】 <table><tr><td>77 歳</td><td>5,000円</td></tr><tr><td>80 歳</td><td>5,000円</td></tr><tr><td>88 歳</td><td>10,000円</td></tr><tr><td>90 歳</td><td>10,000円</td></tr><tr><td>99 歳</td><td>10,000円</td></tr><tr><td>100 歳</td><td>100,000円</td></tr></table> 【支給方法】 ①年度年齢で支給する。 ②基準日は9月1日とする。 ③支給要件として1年以上住所を有するものとする。 ④100歳到達者には、町長が訪問し慶賀する。		77 歳	5,000円	80 歳	5,000円	88 歳	10,000円	90 歳	10,000円	99 歳	10,000円	100 歳	100,000円
85 歳	10,000円																								
90 歳	20,000円																								
95 歳	30,000円																								
100 歳	100,000円																								
101 歳以上	50,000円																								
77 歳	5,000円																								
80 歳	5,000円																								
88 歳	10,000円																								
90 歳	10,000円																								
99 歳	10,000円																								
100 歳	100,000円																								
		具体的な調整内容																							
		栃木市の例により合併時に統合する。																							

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	岩 舟 町	
○その他の敬老事業 敬老会事業補助金 【概要】 ・自治会、老人クラブ又は市長が指定する高齢者施設が主催する敬老会に対して、その地域又は、施設に在住する80歳以上（年度年齢）の高齢者を対象に敬老会に要した経費の一部として補助金を交付する。 【支給額】 ・80歳以上の人数×1,000円	○その他の敬老事業 敬老会事業補助金 【概要】 ・各地区社会福祉協議会が主催する敬老会に参加する70歳以上（年度年齢）の高齢者を対象に敬老会に要した経費の一部として補助金を交付する。 【支給額】 ・70歳以上の人数×1,000円 記念品の配布 【概要】 ・70歳～76歳到達者（年度年齢）に対して、町内入浴施設の無料入浴券を記念品として配布する。	栃木市の例により合併時に統合する。

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	2 5—1 1 高 齢 者 福 祉 事 業	関係項目	2 高 齢 者 保 健 福 祉 計 画
調整の方針	高 齢 者 保 健 福 祉 計 画 に つ い て は、 合 併 時 は 現 行 の と お り と し、 平 成 2 7 年 3 月 ま で に 再 編 す る。		
現 況			
栃 木 市		岩 舟 町	
老人福祉法第 20 条の 8 に定める「老人福祉計画」を策定する。 【概要】 栃木市高齢者保健福祉計画及び栃木市介護保険事業計画を一体的に策定する。 【計画期間】 平成 2 4 年度から平成 2 6 年度	老人福祉法第 20 条の 8 に定める「老人福祉計画」を策定する。 【概要】 岩舟町高齢者保健福祉計画及び岩舟町介護保険事業計画を一体的に策定する。 【計画期間】 平成 2 4 年度から平成 2 6 年度	具体的な調整内容 現計画が平成 2 4 年度から 2 6 年度まで計画実行中のため、合併時は現行のとおりとし、平成 2 6 年度の計画策定時に再編する。	

協議第 3 9 号

合併協定項目 2 5 - 1 4 生活保護事業について

生活保護事業について、協議を求める。

平成 2 4 年 8 月 2 7 日提出

栃木市・岩舟町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 2 5 - 1 4 生活保護事業
調整方針	生活保護事業については、栃木市の例により合併時に統合する。

平成 年 月 日(確認・継続協議)

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-14 生活保護事業	関係項目
調整の方針	生活保護事業については、栃木市の例により合併時に統合する。	
	現 栃 木 市	況 岩 舟 町
○生活保護申請事務及び相談に関すること 【概要】 専任の面接相談員(非常勤職員)を置き、生活困窮者からの相談を聞き、生活状況の把握を行う。 資産、能力、扶養援助、その他あらゆるものの活用について指導助言を行い、それをもってしても生活維持困難な者からの生活保護申請を受理する。 ・平成23年度相談延べ件数……675件 ・平成24年4月1日現在保護世帯数……920世帯 査察指導員2名・現業員10名		○生活保護申請事務及び相談に関すること 【概要】 生活保護に関する相談の受付、生活状況の把握調査、下都賀福祉事務所(生活保護申請)への連絡調整。 ・平成23年度相談延べ件数……50件 ・平成24年4月1日現在保護世帯数……81世帯
		具体的な調整内容 栃木市の例により合併時に統合する。

協議第 4 0 号

合併協定項目 2 5 - 1 9 農林水産関係事業について

農林水産関係事業について、協議を求める。

平成 2 4 年 8 月 2 7 日 提出

栃木市・岩舟町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 2 5 - 1 9 農林水産関係事業
調整方針	1 農業振興地域整備計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。 2 農業基本構想については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。 3 農政協力員については、栃木市の例により合併時に統合する。 4 農地転用許可事務については、栃木市の例により合併時に統合する。

平成 年 月 日 (確認・継続協議)

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-19 農林水産関係事業	関係項目	1 農業振興地域整備計画
調整の方針	農業振興地域整備計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。		
現		況	
栃 木 市		岩 舟 町	
○栃木市において、優良農地の確保と総合的な農業の振興、農村の整備を図るため、農業振興地域整備計画を策定している。		○岩舟町において、優良農地の確保と総合的な農業の振興、農村の整備を図るため、農業振興地域整備計画を策定している。	
		具体的な調整内容 合併時は現行どおりとし、新市において新計画を策定する。	

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-19 農林水産関係事業	関係項目	2 農業基本構想
調整の方針	農業基本構想については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。		
現 況			
栃 木 市		岩 舟 町	
○栃木市において、効率的かつ安定的な農業経営を目指し、農業経営基盤の強化を促進するため、基本構想を策定している。 「栃木市農業経営基盤強化基本構想」 ・目標期間：平成22年度～32年度の10年間 ・農業経営の目標：目標とする年間農業所得 主たる従事者1人当たり：580万円 年間労働時間：2,000時間 ・主要な営農類型：別表のとおり ・効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農用地の利用に占める面積の割合の目標：栃木、藤岡、都賀地域50%、大平地域45%、西方地域40%		○岩舟町において、効率的かつ安定的な農業経営を目指し、農業経営基盤の強化を促進するため、基本構想を策定している。 「岩舟町農業経営基盤強化基本構想」 ・目標期間：平成22年度～32年度の10年間 ・農業経営の目標：目標とする年間農業所得 主たる従事者1人当たり：580万円 年間労働時間：2,000時間 ・主要な営農類型：別表のとおり ・効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農用地の利用に占める面積の割合の目標：おおむね 50%	
		具体的な調整内容	
		合併後、新市における基本構想の見直しを行うなう。	

現 況					岩 舟 町	具体的な調整内容
栃 木 市		都 賀 地 域	西 方 地 域			
栃木地域	大平地域	藤岡地域	都賀地域	西方地域		
○主要な営農類型 【個別経営体】 ・水稲＋二条大麦＋大豆（小豆） ・水稲＋二条大麦＋いちご ・水稲＋二条大麦＋冬春トマト ・いちご ・水稲＋二条大麦＋冬春キュウリ ・水稲＋二条大麦＋にら ・水稲＋二条大麦＋夏秋なす ・水稲＋二条大麦＋ぶどう ・水稲＋二条大麦＋しいたけ ・切花 ・酪農 ・水稲＋二条大麦＋肉牛 （肉専肥育） ・肉牛（肉専肥育） ・水稲＋二条大麦＋肉牛 （乳用雄肥育） ・肉牛（乳用雄肥育） ・養豚	○主要な営農類型 【個別経営体】 ・水稲＋麦 ・水稲＋麦＋大豆 ・いちご＋水稲 ・いちご ・トマト＋水稲 ・冬春トマト ・にら＋水稲 ・ぶどう ・なし ・花卉（きく） ・酪農＋水稲 ・肉用牛（肉専肥育）＋水稲 ・養豚＋水稲	○主要な営農類型 【個別経営体】 ・水稲＋麦＋大豆 ・水稲＋小麦＋施設園芸 （トマト） ・水稲＋麦＋施設野菜 （にら） ・水稲＋麦＋果樹（ぶどう） ・水稲＋養豚 ・酪農 ・水稲＋肉牛（肉専肥育）	○主要な営農類型 【個別経営体】 ・いちご ・酪農 ・バラ ・洋ラン ・鉢物（シクラメン） ・養鶏 ・養豚 ・水稲＋肉牛（肉専肥育） ・水稲＋二条大麦＋小豆 豆 ・水稲＋二条大麦＋夏秋なす ・水稲＋二条大麦＋にら ・トマト ・冬春キュウリ＋秋キ ュウリ ・水稲＋二条大麦＋しいたけ	○主要な営農類型 【個別経営体】 ・水稲＋麦＋大豆 ・いちご ・にら ・にら＋こんにゃく ・鉢物 ・冬春トマト ・水稲＋肉牛（肉専肥育） ・酪農 ・養豚	○主要な営農類型 【個別経営体】 ・水稲＋麦 ・いちご ・水稲＋梨 ・冬春トマト ・水稲＋ねぎ ・ばら ・水稲＋肉牛 ・水稲＋養豚 ・ぶどう ・水稲＋しいたけ ・水稲＋にら ・酪農 ・きゅうり ・水稲＋麦＋なす ・水稲＋みずな	
【組織経営体】 ・水稲＋麦＋大豆（小豆） （主たる従事者 3 人） ・水稲＋麦＋大豆（小豆） （主たる従事者 5 人）	【組織経営体】 ・水稲＋麦＋大豆 （主たる従事者 2 人） ・水稲＋麦＋大豆 （主たる従事者 4 人）	【組織経営体】 ・水稲＋麦＋大豆 （主たる従事者 2 人） （主たる従事者 3 人）	【組織経営体】 ・水稲＋麦＋大豆（小豆） （主たる従事者 3 人）	【組織経営体】 ・水稲＋麦＋大豆	【組織経営体】 ・水稲＋麦＋大豆	

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-19 農林水産関係事業	関係項目	3 農政協力員
調整の方針	農政協力員については、栃木市の例により合併時に統合する。		
	現	況	具体的な調整内容
	栃 木 市 ○農林行政の円滑な運営を図るため、国等の農業政策の普及活動及び農業関係調査活動等を行う。 ・担当地域：旧市町時の地域 ・農業再生協議会推進員を兼務 報酬金額 ・定額5,000円＋農家戸数×250円 なお、農業者戸別所得補償制度の現地確認手当は、農業再生協議会の予算から支払う。(5,000円／1日)	岩 舟 町 ○農林行政の円滑な運営を図るため、国等の農業政策の普及活動及び農業関係調査活動等を行う。 ・担当地域：推薦された自治会（任期1年／79名） 報酬金額 ・定額4,000円 なお、農業者戸別所得補償制度の現地確認手当は、農業再生協議会の予算から支払う。(2,000円／1日)	栃木市の例により合併時に統合する。

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目		25-19 農林水産関係事業		関係項目	4 農地転用許可事務
調整の方針		農地転用許可事務については、栃木市の例により合併時に統合する。			
		具体的な調整内容 栃木市の例により合併時に統合とする。			

協議第 4 1 号

合併協定項目 2 5 - 2 0 商工、観光関係事業について

商工、観光関係事業について、協議を求める。

平成 2 4 年 8 月 2 7 日提出

栃木市・岩舟町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 2 5 - 2 0 商工、観光関係事業
調整方針	1 太平山南山麓広域交流拠点整備計画実施計画については、地域性のある独自の事業であるため、現行のとおりとする。 2 観光行事については、地域性のある独自の事業であるため、合併時は現行のとおりとし、合併後、必要に応じて再編する。 3 栃木インター周辺整備開発については、地域性のある独自の事業であるため、現行のとおりとする。 4 立地企業に対する奨励措置については、栃木市の例により合併時に統合する。 5 中小企業融資制度については、補助率や方法に差異があるので、栃木市の例により合併時に統合する。

	6 みかも山東ゾーン観光事業連絡会については、地域性のある独自の事業であるため、現行のとおりとする。
--	--

平成 年 月 日（確認・継続協議）

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-20 商工、観光関係事業	関係項目	1 太平山南山麓広域交流拠点整備計画実施計画に関すること
調整の方針	太平山南山麓広域交流拠点整備計画については、地域性のある独自の事業であるため、現行のとおりとする。		
現 況		具体的な調整内容	
栃 木 市	岩 舟 町		
○太平山南山麓広域交流拠点整備計画 【目的】 太平山南山麓地帯における観光資源を守り育ててきた環境を引き続き魅力的な場づくりとして生かすために、かかしの里の施設を中心に整備するもの。	事業なし	独自の事業であるため、現行のとおりとする。	

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目		25-20 商工、観光関係事業		関係項目	2 観光行事に関すること
調整の方針		観光行事については、地域性のある独自の事業であるため、合併時は現行のとおりとし、合併後、必要に応じて再編する。			
現 況					
栃 木 市					
栃木地域	大平地域	藤岡地域	都賀地域	西方地域	岩 舟 町
○とちぎ花まつり ・開催日 3月下旬～4月上旬 ・場 所 太平山県立自然公園、錦着山、星野、長野川緑地公園 ・主 催 (社)栃木市観光協会、栃木市、栃木市商工会議所	○おおひら桜まつり ・開催日 4月上旬 ・場 所 大平運動公園 ・主 催 大平桜まつり実行委員会	○さくら祭り ・開催日 4月上旬 ・場 所 藤岡渡良瀬運動公園 ・主 催 栃木市藤岡町観光協会	○つがの里花祭 ・開催日 4月 ・場 所 つがの里公園 ・主 催 つがまち観光協会	○さくらまつり ・開催日 4月上旬 ・場 所 金崎桜堤 ・主 催 西方町観光協会	合併時は現行のとおりとし、合併後、必要に応じて再編する。
		○渡良瀬バレーンレース ・開催日 4月上旬 ・場 所 藤岡渡良瀬運動公園 ・主 催 渡良瀬バレーンレース実行委員会			
○うずまの鯉のぼり ・開催日 4月上旬～5月上旬 ・場 所 巴波川 ・主 催 うずまの鯉のぼり実行委員会					
○栃木・蔵の街かど映画祭 ・開催日 5月中旬 ・場 所 市内各蔵他 ・主 催 栃木・蔵の街かど映画祭実行委員会					
○あじさいまつり ・開催日 6月中旬～7月上旬 ・場 所 太平山県立自然公園 ・主 催 栃木市、(社)栃木市観光協会、栃木市観光ボランティア協会					

現 況						岩 舟 町	具体的な調整内容
栃 木 市			西方地域				
栃木地域	大平地域	藤岡地域	都賀地域	西方地域			
○神輿連合渡御 ・開催日 7月末の日曜日 ・場 所 蔵の街大通り ・主 催 神輿連合渡御実行委員会			○つかハス祭り ・開催日 6月下旬～7月上旬 ・場 所 つかの里 ・主 催 ハス祭り実行委員会				
○蔵の街サマーフェスタ ・開催日 8月上旬 ・場 所 蔵の街大通り ・主 催 蔵の街サマーフェスタ実行委員会	○なつこい ・開催日 7月下旬 ・場 所 大平運動公園 ・主 催 なつこい実行委員会		○つか盆 ・開催日 8月上旬 ・場 所 都賀市民運動場 ・主 催 盆踊り実行委員会			○サマーフェスタ in いわふね ・開催日 8月上旬 ・場 所 岩舟町総合運動場 ・主 催 岩舟町夏祭り実行委員会	
○百八灯流し納涼祭 ・開催日 8月上旬 ・場 所 巴波川 ・主 催 漆町自治会			○つか花火大会 ・開催日 8月上旬 ・場 所 都賀市民運動場 ・主 催 つがまち観光協会				
			○Eポートレース渡良瀬大会 ・開催日 8月中旬 ・場 所 谷中湖(北ブロック) ・主 催 Eポートレース渡良瀬大会実行委員会				
○オクトーバーフェスト in 蔵の街 ・開催日 10月上旬 ・場 所 瀬戸河原公園、巴波公園 ・主 催 オクトーバーフェスト in 蔵の街実行委員会							
○うずま冬ほたるキラフェス ・開催日 10月上旬～1月中旬 ・場 所 巴波川 ・主 催 うずま冬ほたるキラフェス実行委員会							

現 況						岩 舟 町	具体的な調整内容
栃 木 市			都賀地域	西方地域			
栃木地域	大平地域	藤岡地域					
		○オールタイムランみかも ・開催日 10月下旬 ・場所 道の駅みかも ・主催 オールタイムラン みかも実行委員会					
○とちぎ秋まつり ・開催日 11月上旬 ・場所 蔵の街大通り、銀座 通り ・主催 とちぎ秋まつり実行 委員会							
○産業と物産展 ・開催日 11月上旬 ・場所 蔵の街第1駐車場 ・主催 市、商工会議所	○産業祭 ・開催日 11月下旬 ・場所 大平運動公園 ・主催 実行委員会	○ふじおか産業祭 ・開催日 11月下旬 ・場所 藤岡総合体育館駐車場 ・主催 場 ふじおか産業祭実行 委員会	○まる3 ごとつがまつり ・開催日 11月中旬 ・場所 産文通り線他 まる3 ごとつがまつ り実行委員会	○にしかたふるさとまつり ・開催日 11月下旬 ・場所 道の駅にしかた周辺 ・主催 にしかたふるさとま つり実行委員会			
○江戸サミット ・開催日 11月中旬 ・場所 栃木市、川越市、 香取市持ち回り ・主催 栃木市、川越市、 香取市							
	○光と音のページェント ・開催日 11月下旬～1月上旬 ・場所 新大平下駅東口 プラッツおおひら周辺 ・主催 光と音のページェン ト実行委員会						
		○よさこい藤岡パレード ・開催日 11月下旬 ・場所 藤岡町大通り ・主催 よさこい藤岡運営委 員会					

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25－20 商工、観光関係事業	関係項目	3 栃木インター周辺整備開発に関すること
調整の方針	栃木インター周辺整備開発については、地域性のある独自の事業であるため、現行のとおりとする。		
現 況			
栃 木 市		岩 舟 町	
【名称】	千塚町上川原地区開発事業費	事業なし	独自の事業であり、現行の とおりとする。
【目的】	市内への企業誘致を推進するため、栃木 I C から 2.5 km という優れた立地環 境を活かした新たな産業拠点を整備すること		
【概要】	面積：約 37ha 地権者：73 世帯 96 名 地権者組織：千塚町上川原開発推進協議会 事業主体・手法：栃木市施行土地区画整理事業 地権者の合意形成 関係機関、関係法の調整 環境影響評価の実施 他		
【内容】			
【名称】	栃木インター周辺開発事業費	事業なし	独自の事業であり、現行の とおりとする。
【目的】	北関東自動車道の全線開通に伴う企業の用地需要に対応するとともに、栃木 I C 直近という優れた立地環境を活かし、新たな産業・物流拠点を整備するこ と		
【概要】	面積：約 80ha 地権者：230 名 地権者組織：栃木インター周辺開発研究会 事業主体・手法の検討 地権者の合意形成 関係機関、関係法の調整 他		
【内容】			

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-20 商工、観光関係事業	関係項目	4 立地企業に対する奨励措置に関すること
調整の方針	立地企業に対する奨励措置については、栃木市の例により合併時に統合する。		
現 況			
栃 木 市	岩 舟 町		
【目的】 市内への企業の立地を促進するための奨励措置を講ずることにより、産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、もって本市経済の発展に資することを目的とする。 【奨励措置】 〈立地奨励金〉 対象施設：物品の製造・加工・修理・販売、物流、情報サービス、研究開発 対象区域：①市内の産業団地・工業団地、②用途地域、③左記以外 交付額：投下固定資産に係る固定資産税及び都市計画税相当額（上限額：総額3億円） 交付期間：5年間（対象区域①、②）、2年間（対象区域③） 交付要件：投下固定資産額1億円以上（物品の販売施設は2億円以上） 市内に住所を有する常用雇用重要人数：5人以上（物品の販売施設は10人以上） 用地取得から5年以内に操業開始 〈用地取得奨励金〉 対象施設：立地奨励金の対象施設と同じ 対象区域：惣社東産業団地、宇都宮西中核工業団地 交付額：用地取得額の10％ 交付要件：立地奨励金の交付要件を満たすこと事業主体から対象区域の用地を取得すること 【企業立地促進審査会】 所掌事務：奨励金の交付対象となる事業者の指定の審査 その他必要な事項の審査 組 織：委員定数6人以上（学識経験を有する者、市職員）	事業なし	具体的な調整内容 栃木市の例により合併時に統合する。	

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目		25-20 商工、観光関係事業		関係項目	5 中小企業融資制度に関すること
調整の方針		中小企業融資制度については、補助率や方法に差異があるので、栃木市の例により、合併時に統合する。			

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-20 商工、観光関係事業	関係項目	6 みかも山東ゾーン観光事業連絡会
調整の方針	みかも山東ゾーン観光事業連絡会については、地域性のある独自の事業であるため、現行のとおりとする。		
現		況	
栃 木 市		岩 舟 町	
事業なし	【目 的】 みかも山東ゾーンに位置する観光事業体と関係機関が一体となり、より連携を強化し、観光戦略の企画と実践を図ることにより、このゾーンの特色と魅力ある観光地づくりに寄与する。 【事業内容】 (1) 観光宣伝の企画 (2) イベントの調整・連携 (3) 観光情報の収集と共有 (4) 観光コースの新たな設定 (5) 顧客調査の実施 (6) 休日・営業時間の調整 (7) みかも山公園連絡協議会との連携と調整 (8) その他目的達成に必要な業務 【組 織】 (1) 岩舟町経済課 (2) 岩舟町建設課 (3) みかも山公園管理事務所 (4) とちぎ花センター管理事務所 (5) 併観光農園いわふね (6) 円仁庵 (7) みかも山岩舟特産館 (8) 岩舟町観光協会 (9) JAしもつけ岩舟地区営農経済センター (10) 岩舟町商工会		
		具体的な調整内容 独自の事業であるため、現行のとおりとする。	